

報道機関各位

平成28年6月30日  
室蘭開発建設部 広報官

## 想定最大規模の降雨による 鶴川洪水浸水想定区域等の公表について

～的確な避難行動につながる防災情報の周知～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

減災の取組の一環として、町長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、鶴川水系鶴川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表しました。

平成27年の水防法改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域<sup>1</sup>を見直し、公表しました。

鶴川水系鶴川の洪水浸水想定区域等は、北海道開発局建設部河川管理課、室蘭開発建設部治水課においてご覧いただけるほか、ホームページで公表しております。

ホームページアドレス [http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/bousai\\_info/bousai/kouzuiiku/kouzuiiku\\_m.html](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/bousai_info/bousai/kouzuiiku/kouzuiiku_m.html)

### 【効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>2</sup>も公表しています。これらの情報により、町長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取組が進むことが期待されます。

洪水浸水想定区域等は、浸水区域に含まれる町に通知され、むかわ町は今後、「早期の立退き避難が必要な区域」を示した洪水ハザードマップを作成することとなります。

#### 1 洪水浸水想定区域とは

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成27年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更し、今後、全国の河川で見直しが行われます。

#### 2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部

治水課 治水課長 高橋 慶久 電話(代表)0143-22-9171(内線291)

治水課 上席治水専門官 村椿 俊幸 電話(代表)0143-22-9171(内線301)

室蘭開発建設部ホームページアドレス

<http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/>

【参考】

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release



北海道開発記者クラブ加入各社  
北海道建設記者会加入各社 殿

平成28年6月30日

北海道開発局 広報室

電話 011-709-2311

内線 5227・5228

## 想定最大規模の降雨による 洪水浸水想定区域等の公表について

～的確な避難行動につながる防災情報の周知～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、関係機関と連携して、ハード・ソフト一体となった減災の取組を進めているところです。

減災の取組の一環として、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、北海道内の7水系9河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を公表しました。他の水系についても順次公表していく予定です。

平成27年の水防法改正を踏まえ、これまでの洪水浸水想定区域<sup>※1</sup>を見直し、公表しました。今回、洪水浸水想定区域等を公表した水系は、別紙1及び2のとおりです。

洪水浸水想定区域等をご覧になるには、北海道開発局建設部河川管理課、各開発建設部治水課及び工務課において縦覧しているほか、ホームページ（URLは別紙1に記載）で公表しておりますのでご参照ください。

### 【効果】

今回の公表では、想定し得る最大規模の洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域<sup>※2</sup>も公表しています。これらの情報により、市町村長による避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難の取組が進むことが期待されます。

洪水浸水想定区域等は、浸水区域に含まれる市町村に通知され、当該市町村は今後、「早期の立退き避難が必要な区域」を示した洪水ハザードマップを作成することとなります。

#### ※1 洪水浸水想定区域とは

水防法第14条第1項の規定により、対象とする河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域です。平成27年水防法改正では、洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、従前の河川整備の基本となる計画降雨から想定最大規模の降雨に変更し、今後、全国の河川で見直しが行われます。

#### ※2 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

一定の条件下において、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

**【総合的な問合せ先】**

国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311  
河川管理課 河川情報管理官 山田 拓也（内線 5322）  
河川管理課 水害予報専門官 五十嵐 幸雄（内線 5529）

**【各河川の問合せ先】**

1) 常呂川水系常呂川、無加川

国土交通省 網走開発建設部 電話（代表）0152-44-6171  
治水課 治水課長 天野 広之（内線 291）  
治水課 流域計画官 古溝 幸永（内線 429）

2) 尻別川水系尻別川

国土交通省 小樽開発建設部 電話（代表）0134-23-5136  
工務課 工務課長 西岡 義一（内線 381）  
工務課 上席工務専門官 結城 憲明（内線 389）

3) 石狩川水系オサラッペ川

国土交通省 旭川開発建設部 電話（代表）0166-32-4245  
治水課 治水課長 一法師 隆充（内線 3291）  
治水課 治水課長補佐 萬谷 俊哉（内線 3292）

4) 鷓川水系鷓川

国土交通省 室蘭開発建設部 電話（代表）0143-22-9171  
治水課 治水課長 高橋 慶久（内線 291）  
治水課 上席治水専門官 村椿 俊幸（内線 301）

5) 釧路川水系釧路川、新釧路川

国土交通省 釧路開発建設部 電話（代表）0154-24-7000  
治水課 治水課長 渡邊 和好（内線 3291）  
治水課 上席治水専門官 田中 康泰（内線 3297）

6) 十勝川水系利別川

国土交通省 帯広開発建設部 電話（代表）0155-24-4105  
治水課 治水課長 中島 康博（内線 291）  
治水課 上席治水専門官 河合 崇（内線 504）

7) 天塩川水系問寒別川

国土交通省 留萌開発建設部 電話（代表）0164-42-2310  
治水課 治水課長 大山 孝（内線 291）  
治水課 上席治水専門官 矢野 誠一（内線 310）

平成28年6月30日時点  
北海道開発局

## 公表水系一覧

1) 常呂川水系常呂川、無加川

<http://www.ab.hkd.mlit.go.jp/kasen/kouzuisinsui/index.html>

2) 尻別川水系尻別川

<http://www.ot.hkd.mlit.go.jp/d3/shinsui/index.htm>

3) 石狩川水系オサラッペ川

<http://www.as.hkd.mlit.go.jp/chisui/simurate/index.html>

4) 鷓川水系鷓川

[http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/bousai\\_info/bousai/kouzuiku/kouzuiku\\_m.html](http://www.mr.hkd.mlit.go.jp/bousai_info/bousai/kouzuiku/kouzuiku_m.html)

5) 釧路川水系釧路川、新釧路川

<http://www.ks.hkd.mlit.go.jp/kasen/sinsui/index.html>

6) 十勝川水系利別川

[http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/hp/bousai/shinsui-soutei/river\\_toshi.html](http://www.ob.hkd.mlit.go.jp/hp/bousai/shinsui-soutei/river_toshi.html)

7) 天塩川水系問寒別川

<http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/kasen/bosai/toikanbetsu.html>

